

各部署等の第2期中期目標・中期計画の自己点検・評価について

2015.10.20 評価室

第2期中期目標期間の終了に伴い、各部署等の第2期中期目標・中期計画の自己点検・評価を以下のとおり実施する。

※本評価は文部科学省等からの要請によるものではなく、学校教育法第百九条を踏まえた自主的な取組みである。

1. 目的

- 1) 各部署等は、第2期中期目標・中期計画について、達成状況の自己点検・評価（以下、「本自己点検」という。）を行う。本自己点検により、期間中の課題や教育研究の特色等を把握し、新たな体制で開始する第3期中期目標・中期計画の策定に繋げるなど、教育研究の質の向上や業務の改善に資することを目的とする。
- 2) 評価室は、各部署等の達成状況や自己評価判定の評価は行わず、本自己点検に関する報告書の提出を受け、全学の中期目標・中期計画の報告書記載事項の参考とするとともに、本自己点検を本学の自己点検・評価の一環と位置づけ、報告書やその後の改善状況を公表し、社会への説明責任を果たすことを目的とする。

2. 評価対象期間

第2期中期目標期間（平成22年4月1日～平成28年3月31日）

3. 実施単位

中期目標・中期計画を策定している各部署等（下表の学部，研究科，附置研究所，学内共同研究教育施設等）。

【学部】

- ・理学部(17)
- ・工学部(16)
- ・生命理工学部(60)

【大学院】

- ・理工学研究科（理学系・20）
- ・理工学研究科（工学系・44）
- ・生命理工学研究科(59)
- ・総合理工学研究科(37)
- ・情報理工学研究科(15)
- ・社会理工学研究科(28)
- ・イノベーションマネジメント研究科(24)

【附置研究所】

- ・資源化学研究所(7)
- ・精密工学研究所(18)
- ・応用セラミックス研究所(25)
- ・原子炉工学研究所(10)

- ・附属図書館(5)
- ・附属科学技術高等学校(3)
- ・保健管理センター(10)

【学内共同研究教育施設等】

- ・像情報工学研究所(5)
- ・フロンティア研究機構(7)
- ・ソリューション研究機構(2)
- ・学術国際情報センター(6)
- ・教育施設環境研究センター(9)
- ・火山流体研究センター(11)
- ・留学生センター(26)
- ・量子ナノエレクトロニクス研究センター(7)
- ・外国語研究教育センター(15)
- ・バイオ研究基盤支援総合センター(6)
- ・リベラルアーツセンター(3)
- ・放射線総合センター(9)
- ・元素戦略研究センター(-)
- ・地球生命研究所(-)
- ・『以心電心』ハピネス共創研究推進機構(-)

括弧内は中期計画数を参考に示しているが、部署等によっては、中期計画内にさらに数項目の計画を設定しているところもある。

4. 実施方法

1) 各部局等は、中期計画ごとに、①実施内容と達成状況、②自己評価判定、③必要に応じて今後の課題、を記載した報告書を作成する。なお、中期計画に記載されていない事項についても、顕著な成果が上がっている取組がある場合は、記載する。

① 実施内容と達成状況

数値、グラフ等を適宜含めるなど、中期計画の達成状況をわかりやすく示すとともに、すでに実施している外部評価や現況調査表を援用するなど業務量を増やさないうように簡潔に記載する。

② 自己評価判定

①に記載されている中期計画の進捗状況を、以下の4段階により判断する。

「中期計画を上回って実施している」(Ⅳ)

「中期計画を十分に実施している」(Ⅲ)

「中期計画を十分には実施していない」(Ⅱ)

「中期計画を実施していない」(Ⅰ)

③ 今後の課題

達成状況を検証した上で、今後改善をしていく必要があると考えられる事項や更に強化すべき取組を記載する。

2) 評価室は、各部局等の達成状況や自己評価判定の評価は行わず、各部局等が作成した報告書を取りまとめ、全学の中期目標評価実績に含めるべき事項があるかという観点から確認する。

5. 評価の活用・公表等

1) 各部局等は、本自己点検を通じて明らかになった課題等について、平成28年度に発足する新体制へ適宜引き継ぐとともに、今後策定する第3期中期目標・中期計画に適宜反映し、改善に取り組む。

2) 評価室は、取りまとめた報告書を本学の自己点検・評価の一環と位置づけ、ホームページ等で公表する。

6. スケジュール

月 日	事 項
10月20日	評価室会議で審議、承認
11月	役員会、部局長等会議に報告
11月末頃	各部局等への説明会
6月30日まで	【各部局等】自己点検・評価書(原案)の作成
7～8月頃	【評価室】内容確認
9月30日まで	【各部局等】自己点検・評価書(最終版)の作成
10～11月頃	教育研究評議会、経営協議会、役員会へ報告、公表

7. その他

第3期中期目標期間においても、中期目標・中期計画、年度計画を策定・実施することから、第3期終了後も同様に自己点検・評価を実施することとし、詳細については今後検討する。